

○盛土規制法の区域指定日前後における建築確認申請に関する留意事項

**盛土規制法に基づく規制区域の指定日（令和7年4月1日）以後に着工する建築工事は、建築基準法関係規定として盛土規制法の適合が必要**となるため、ご注意ください。

CASE		盛土規制法の適合確認	留意事項
①	<p>確認申請 → 確認済証 → 着工 → 区域指定 → ※ → 完了検査申請 → 検査済証</p> <p>※ 場合によっては、計画変更</p>	建築工事の着工時に盛土規制法の適合が不要 確認：審査しない 計画変更：審査しない 検査：審査しない	
②	<p>確認申請 → 確認済証 → 着工 → 区域指定 → ※ → 完了検査申請 → 検査済証</p> <p>※ 場合によっては、計画変更</p>	<b>建築工事の着工時に盛土規制法の適合が必要</b> 確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：審査する	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画変更がある場合は、審査の際に「盛土規制法に適合していることを証する書面※1」の提出が必要</li> </ul>
③	<p>確認申請 → 確認済証 → 着工 → 区域指定 → ※ → 完了検査申請 → 検査済証</p> <p>※ 場合によっては、計画変更</p>	<b>建築工事の着工時に盛土規制法の適合が必要</b> 確認：審査する 計画変更：審査する 検査：審査する	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域指定日時時点で審査中のものは、建築基準法関係規定として審査の中で盛土規制法の適合性の確認が必要であるため、「盛土規制法に適合していることを証する書面※1」の提出が必要</li> </ul>

※1 「盛土規制法に適合していることを証する書面」は次の「1）～6）」のいずれかとする。

- 1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に係る許可要否の判定チェックシート  
(許可要否の判定において、「○」と判定された場合は、当該許可証の写しが必要となります。)
- 2) 盛土規制法に基づく許可証の写し
- 3) 都市計画法第29条第1項又は第2項の許可証の写し、第35条の2第1項の許可証の写し又は同条第3項の規定による届け出の写し
- 4) 旧宅地造成等規制法の許可証の写し（基準日において、旧宅地造成等規制法の許可を受けた工事が完了していない場合）
- 5) 盛土規制法第21条又は第40条の届出書の写し（基準日において、造成工事に着手済みである場合）
- 6) 盛土規制法施行規則第88条に規定する適合証明書の写し

(補足) 令和7年3月31日以前に造成工事に着手している場合は、盛土規制法の許可は不要となるため、必要に応じ上記1)又は5)を提出